

石環境第 398 号
令和 6 年 6 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道 様

石狩市長 加藤 龍 幸



環境影響評価方法書に係る意見について (回答)

令和 6 年 (2024 年) 5 月 30 日付け環境第 282 号で照会のあった掲題につきまして、別紙のとおり回答いたします。

記

【意見照会対象図書】

(仮称) 北海道厚田風力発電事業 環境影響評価方法書

問合先

〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
石狩市 環境市民部 環境課 (担当: 上窪、工藤)

電 話 : 0133-72-3240

F A X : 0133-75-2275

E-mail: k-hozen@city.ishikari.lg.jp

k-hozen@city.ishikari.hokkaido.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 6. 6. 28 収受

第 217 号

(別紙)

(仮称) 北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価方法書に関する意見

1 総括的事項

- ・本市の「風力発電ゾーニング計画」は、環境保全と風力発電導入促進の両立を図るため、「環境保全を優先すべきエリア」と「風力発電の導入が可能なエリア」とに段階的に分けていることから、事業者はこの趣旨を最大限尊重すること。
- ・事業者は、本事業において、「カーボンニュートラル（炭素実質ゼロ）」と「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の同時実現により、気候変動対策と生物多様性保全の両立を目指すとしているが、実現可能性や持続可能性を踏まえ、より具体的な取組内容の検討を行うこと。
- ・本事業の検討にあたっては、環境保全（騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観、水質、廃棄物）及び防災に与える影響について、最新の状況を的確に把握するとともに、精緻な調査と慎重な予測及び評価を実施し、その結果について丁寧かつ誠実な説明を行うこと。

2 個別的事項

【防災】

- ・本方法書では、事業実施想定区域（配慮書段階）の西側と東側に、土石流危険箇所（土石流危険渓流）が存在していたことから、風力発電機の設置予定範囲からは除外するとともに、可能な限り、対象事業実施区域（方法書段階）から削除したとしている。（7.2-41及び図7.2-14）
- ・事業実施想定区域の西側に関して、道路拡幅の可能性のある対象事業実施区域に土石流危険渓流が存在していたことから、準備書以降においても、改変区域から除外する等、災害防止の観点から検討を行うこと。
- ・さらに、事業実施想定区域に崩壊土砂流出危険地区が存在していたことから、方法書においては、崩壊土砂流出危険地区を可能な限り避けるように風力発電機の設置予定範囲を設定したとしている。（7.2-41及び図7.2-14）準備書以降においても、改変区域から除外する等、災害防止の観点から検討を行うこと。

【騒音及び超低周波音】

- ・対象事業実施区域の周辺に他事業者の風力発電事業が稼働または環境影響評価手続中であり、本事業と他事業者の風力発電施設の稼働に伴う累積的影響が懸念されるので、他事業における予測に必要な情報を入手し、他事業も含めた累積的影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を分かりやすく示すとともに、予測および評価の内容を踏まえて、風力発電施設の配置、機種等を検討すること。
- ・また、対象事業実施区域の周辺は静穏な地域であることから、騒音及び超低周波音の予測、評価にあたっては、単に環境基準との比較ではなく、現況騒音からの増加分について評価すること。

【水質】

- ・対象事業実施区域の周囲には、普通河川（古潭川、嶺泊川、フモトノ沢川、桂の沢川）、二級河川（望来川）のほか望来ダムがあり、方法書には、望来川と古潭川は農業用水として利用しているとある。（3. 2-10（128））風力発電設備の造成工事時期に生じる雨水排水の、河川、ダムへの流入が懸念される。
- ・造成工事による水の濁りについては、雨水排水の処理能力、処理方法を具体的に示した上で、国内外の最新の知見や専門家等の助言を得ながら、適切な方法で調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた対策を講じること。

【風車の影】

- ・風車の影の調査、予測及び評価にあたっては、現地調査を行うことにより、土地利用や地形の状況を把握した上で予測、評価を実施すること。その結果を踏まえて風力発電設備の配置等を検討し、環境への影響を回避または極力低減すること。

【動物】

- ・本事業の計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣意見書（令和 5 年 1 月 5 日付け：20221017 保第 1 号）中「2. 各論（3）鳥類に対する影響」には、「想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、クマタカ、オオワシ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。」としている。
- ・また、「想定区域及びその周辺では、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念されるとし、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。」とある。
- ・上記大臣意見を受けて事業者は、専門家等から意見聴取（表 6. 2-1（2））を行い、希少猛禽類の調査時期の設定をした（表 6. 2-2（31-1））が、通年の調査対象として想定しているのはクマタカのみとし、オジロワシ、オオワシについて記載が無い。
- ・今後は、クマタカの他にオジロワシ、オオワシについても通年の調査対象とすることを明記した上で適切な方法による調査を行ない、その結果を踏まえた予測、評価を行うこと。
- ・今後は、国内外の最新の知見や専門家等の助言を得ながら、鳥類の生息状況、渡り経路等を慎重に調査、予測及び評価すること。その結果を踏まえた上で、風力発電設備の配置等を検討し、希少猛禽類を含む鳥類への影響を回避すること。

【植物及び生態系】

- ・対象事業実施区域及びその周辺では、植生自然度が高いとされたカシワ群落（IV）が存在していることから、搬入路設置に伴う土地改変により植物、生態系への影響が懸念される。
- ・風力発電設備等の配置、機種等の検討にあたっては、国内外の最新の知見や専門家等の助

言を得ながら、丁寧な現地調査を行い、自然度の高い植生が存在する区域を明らかにすること。その上で、植物及び生態系への影響について予測、評価を行い、植生や希少種への影響を回避または極力低減すること。

【景観】

- ・令和6年度第2回北海道環境影響評価審議会（令和6年6月13日）開催結果概要によると、「地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモンタージュを活用したアンケートは実施するのか。」との問いに対し、事業者は、「現時点においてフォトモンタージュを活用したアンケートの実施予定は無く、住民説明会等を通じ、意見聴取に努める。」旨回答した（資料4-2 11頁）とある。
- ・眺望環境への影響は、垂直見込角から判断される圧迫感だけではなく、眺望点の利用目的や利用者の属性などでも変化することが知られていることから、現地調査やアンケート調査等により眺望点の利用特性を十分に把握した上で、フォトモンタージュ等を作成の上、予測及び評価を実施すること。
- ・主要な眺望点の他に、対象事業実施区域周辺の「日常的な視点場」においても、適切に予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ環境への影響を回避又は十分に低減すること。

【廃棄物】

- ・本方法書では、造成工事の際発生する残土については、対象事業実施区域ですべて処理し、区域外への搬出は行わない計画であるとしているが、発生量によっては事業実施区域内といえども動植物等への影響が懸念されるほか、降雨等に伴う区域外流出の可能性も考えられるため、国内外の最新の知見や専門家等の助言を得る等、適切な方法で調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた対策を講じること。

3 その他

- ・環境省が、平成30年3月30日付けで「環境影響評価書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、環政評発第1803305号）を発出したことを踏まえ、環境影響評価方法書のウェブ上における縦覧期間の延長やファイル印刷を可能にすることなど、縦覧のための利便性の向上に努めること。
- ・本市としては、近年、世界的規模で進行している気候変動問題に対応するため再生可能エネルギーを推進する立場ではあるが、本事業計画については「風力発電ゾーニング計画」の趣旨に合致した内容になるか危惧している。本市の危惧について事業者は「対象事業実施区域には「環境保全エリア」が分布しているが、（略）今後の現地調査により現在の自然環境等を詳細に把握し、環境への影響を回避、低減していくこととする。」（7.1-8（344頁））と表明している。
- ・今後、事業者が本事業を進めていくにあたり、上記表明との間に乖離がないか注視するとともに、環境保全への影響の回避または低減を求めるものである。

以上